

# 原告側「情報収集検証仕組みを」

## 大垣署訴訟 控訴審が結審

大垣市の風力発電施設建設をめくり大垣署が地元住民ら4人の個人情報業者に提供したことなどは非が争われた訴訟の控訴審が12日、名古屋高裁(長谷川恭弘裁判長)で結審した。原告側証人の憲法学者が「憲法で保障された集会・結社の自由を萎縮させかねない」と述べ、情報収集の違憲性を指摘した。判決は来年5月16日に言い渡される。



閉廷後の集会で壇上に並んだ原告と弁護団一名古屋市中区の桜華会館

## 来年5月16日判決

公安警察の活動のあり方を問いかける異例の訴訟だった。2022年2月の一審・岐阜地裁判決は、情報提供について「プライバシーを意図的に供した態様は悪質」として違法と判断し、住民4人への国家賠償を命じた。一方で、情報収集の違法性は否定し、警察が保有する個人情報抹消請求も却下した。

控訴審で、原告側は一審が退けたこれら2点についての違法性の立証に注力。この日は原告側が求めた南山大大学院の実原隆志教授(憲法)の証人尋問があり、実原教授は「警察の情報収集の目的や相当性が検討される仕組みが必要だ」と証言。それが検証できない現状は集会・結社の自由を脅かしかねない」と批判した。

一方、警察側は控訴審を通じて踏み込んだ説明をしないままだった。一審判決によると、大垣署警備課の警察官3人が2013〜14年に4回、同市内で風力発電施設建設を計画していた中部電力の子会社「シーテック」の社員と署で情報交換。風力発電の勉強会を開くなどしていた原告らの氏名や病歴などを伝え、同社が社内メモの「議事録」を作った。この問題は14年7月の朝日新聞報道で発覚。国会で警察庁警備局長(当時)が県警からこの問題について報告を受けたと認め、一般論として「関係業者との意見交換は、通常の警察業務の一環」などと答弁した。(伊藤智章)

## 大垣署の住民情報提供訴訟 高裁で結審、5月判決

大垣市で風力発電施設建設に反対する住民の個人情報大垣署が収集、事業者側に伝えたのは違法だとして、住民4人が県に計440万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審は12日、名古屋高裁(長谷川恭弘裁判長)で結審した。判決は来年5月16日。

12日の口頭弁論で原告の船田伸子さん(66)は意見陳述し「市民社会の自由と民主主義を守るために、警察の情報収集は違法と判断し必要性のない情報の抹消を命じてほしい」と訴えた。

## 個人情報提供 控訴審が結審 岐阜県警、名高裁

岐阜県西濃地域の風力発電施設の建設を巡り、地域住民の個人情報提供を県警大垣署員が中部電力の子会社「シーテック(名古屋)」に提供したのは違法として、同県大垣市の住民4人が県などに損害賠償を求めた訴訟の控訴審の口頭弁論が12日、名古屋高裁であり、住民側が最終意見陳述をして結審した。判決は来年5月16日。

昨年2月の一審岐阜地裁判決は、県警が住民の市民運動への参加歴や病歴などをシーテックに伝えたことを違法とし、県に220万円の支払いを命じた。一方で情報収集自体は合法とし、住民側が求めた個人情報の抹消は認めなかった。双方が控訴していた。意見陳述で原告の船田伸子さん(66)は「個人の基本的権利を踏みにじって情報収集を続けるのは、民主国家でも法治国家でもない」と訴えた。